

葬儀の現場から ～今、ドリーマーにできること～

現在ドリーマーでは、お客様の健康と命を守るための取組みとして、会館を利用されるお客様にも検温やマスク着用、消毒、換気、密を避けての行動等にご協力を頂いております。

大切な人を亡くされるというたがでさ不安な状況の中で、さらに感染症の不安とも向かい合わなければならないご家族様の負担を少しでも軽くできる様という思いから、この状況下だからこそ出来る取り組みやお客様のご希望を一つひとつ確認させて頂いております。

そんな中、先日お手伝いさせて頂いたご葬儀でのことです。県外から参加できないご親族の為に、葬儀やお別れの様子をリモート中継できないか、とのご相談を頂きました。その背景には感染防止のための面会制限から、故人様は入院中もご家族やご親戚との対面が叶わなかったという無念がありました。

ご葬儀のリモート中継は私も初めての経験でしたが、お客様や社内のスタッフ、来ていただけるお寺様、各方面からのご協力を頂き実現する事が出来ました。県外からリモート参加されたご親戚も皆正装で葬儀の間見守って下さり、最後にはパソコンの画面越しではありましたが故人様と対面して声と言葉を届ける事が出来ました。

葬儀後、リモートで参加されたご親戚からご当家の元へ、「自分も高齢だし、もう会うのは無理だと思っていた、でもまさかこんな方法で顔を見てお別れが出来るなんて、本当に良かった、ありがとう」との感謝の言葉が寄せられたそうで、とても喜んでくださいました。何よりもお客様にとって悔いのないご葬儀となったことが、私共にとっても大きな励みとなりました。

コロナウィルスの終息に目途が立たず、皆様には今なお不安な日々を過ごされていることと思います。そんな状況でも変わらずに皆様を支えられる場所・人であるよう、我々スタッフ一同も日々奮闘を続けて参ります。



伊藤沙由貴

スタッフコラム

以前に担当させて頂いた故人様とお話です。

その方とはお母様の葬儀の担当をさせていただいたことがご縁の始まりでした。最初にお会いした時は、こわもてで口数が少なく、少し気難しい方なのかな?と思っていたのですが、お話していくうちに、温厚でやさしく頼れる理想のお父さんと印象が変わったのでした。葬儀の後、法事や知人の方の葬儀でお会いすることもあり、合う度に「首藤くん、また合ったね」と笑顔で声をかけて下さり、世間話をすることもありました。

それから数年後、その方は亡くなられ、ご縁があって今回担当させていただくことになりました。葬儀が終わってしばらくたってからご自宅へお伺いして法事のことなどをお話していると、喪主をつとめられた娘様から「父の携帯に『ドリーマーりょうたくん』と登録があった番号は首藤さんですか?」と尋ねられました。その番号を確認すると確かに私のものでした。今まで下の名前と呼ばれたことがなかったので、不思議に思い娘様に尋ねると、故人様は自分だけがわかるニックネームのようなもので電話番号に登録していたそうです。本人にはかわからないような登録をしているので、それが面白かったり、時にはこれは誰だろうと少し暫んだりすることもあったそうです。「ドリーマーりょうたくん」の登録に少しの照れくささと嬉しさを感じつつ、意外だけれどお父さんらしいですね、と娘様とお話しました。他にも、娘様が知らなかったお話や逆に私が知らなかった故人様の一画など、いろいろとお話を聞けて故人様の思い出に花が咲きました。

いろいろと故人様との思い出を共有できたこと、担当者冥利に尽きるなと感じました。私自身は葬儀の担当者であり、家族や親族ではありませんが、ご家族に寄り添って葬儀のお世話をさせていただけたこと、また法事を含めた後々のご供養のことも一緒にさせて頂けたこと、そして何より故人様との思い出をご家族の方と共有できたことに、この仕事をしていて誇りに感じますし本当によかったなと感じました。



首藤亮太



受益者連続型信託

相続税対策でしばしば問題となるのは、両親や祖父母が認知症を発症して判断能力を失うケースです。高齢化が進む中このような事態に備え、家族信託の利用が増えています。

高齢の親が、自分自身を受益者とする自益信託を設定しておけば、親が認知症などで財産管理ができなくなっても安心です。自益信託の場合、信託する前と後で利益などを受け取る人が変わらなため、信託契約発効時には相続税や贈与税などの税金は発生しません。最初は自益信託で信託を設定し、自分が亡くなった後の受益者を指定しておけば、遺言で財産の分け方を指定するのと同じ効果があります。

信託では、遺言と異なり最初の受益者の死亡後に、次に受益者となる人を、何代にもわたって指定することができます。このような信託を「受益者連続型信託」といいます。信託の利用により将来の相続もコントロールできるのです(ただし、受益者を指定できるのは信託開始から30年経過後の最初の受益者まで)。また当初の契約で「信託終了時期」や「受託者と受益者の合意で終了できる」などの定めをすることも可能です。

【ちょっと解説】

「信託とは」…自分(委託者)の財産を、信頼できる人(受託者)に託し、特定の人(受益者)のために、予め定めた目的に従って、管理・運用・処分してもらう制度で、財産管理・財産承継の手法とも言えます。

「家族信託とは」…家族が受託者となる信託のことです。受託者は個人であり、営利を目的としませんので、業としてプロが行う商事信託ではなく、民事信託というカテゴリーに入ります。

「信託財産の対象財産と名義」…自宅や賃貸物件などの不動産、金融資産、株式(自株)、動産など多様です。不動産を信託した場合は、登記し所有者は形式的に受託者となります。

「信託財産は誰のもの」…誰のものでもありません。受益者が亡くなると、信託行為で定められた第二受益者に受益権が相続されます。ここで相続されるのは、あくまで信託財産から生じた利益を受ける権利であって、信託財産そのものが相続されるわけではありません。

「相続税の節税効果」…民事信託はあくまで財産管理の手法であり、税金が安くなることはありません。もちろん信託を活用することで、認知症になっても継続的な相続税対策ができたリ、不動産の流通税(登録免許税・不動産取得税)を削減できるメリットがあります。

JBAグループ

ドリーマー社員大募集!!

お仕事をお考えの方!! 私たちと一緒に働きましょう!! 未経験からはじめたスタッフがほとんどです。知識経験がなくてもマンツーマン指導でしっかりと仕事を覚えることが出来る環境です。ご連絡をお待ちしております。



- 【正社員】**
 - 葬祭部 基本給 187,000円～293,000円(その他手当あり)
 - 冠婚部 基本給 181,000円～264,000円
- (休日/月7日、有給あり、賞与年2回、社保完備)

- 【葬祭献茶スタッフ】** 時給 1,000円～1,200円(研修期間有り)
- セレモニーにおける会館でのお飲み物のお配りや、式場のご案内など接客が主な仕事です。

まずはお電話を!!

募集に関するお問い合わせは
0897-35-1110
担当 戸田

まほろば

8月

第77号



株式会社ドリーマー
ご葬儀かわら版

0120
44-5880